

県が実施するがん検診精度管理調査等のあり方 (検診実施機関を対象とする)

1 関係通知

<国(厚生労働省)>

根拠法令(通知等)	内容
①がん予防重点健康教育及びがん検診のための指針 (健康局長通知H28年2月)	実施体制: 下記②による 事業評価: 事業評価のためのチェックリスト及び プロセス指標に基づく評価
②健康診査管理指導等事業実施のための指針について (健康局総務課長通知H20年3月)	生活習慣病検診等管理指導協議会の設置 ・各がん(胃・子宮・肺・乳・大腸)部会の運営 ・各がん検診の精度維持、向上に必要な検討及び指導
②今後の我が国におけるがん検診事業評価のあり方について【がん検診事業の評価に関する委員会報告書】 (H20年3月)	★がん検診精度管理について、基本的な考え方を示している ・事業評価手法→検診機関ごとの指標の算出等

<奈良県>

実施要領	内容
奈良県市町村がん検診精度管理要領 (H23年4月)	・精度管理調査の実施(市町村・検診機関(集団)) ・精密医療機関の登録、現況調査

2 精度管理の現状

H27 ○精度管理調査
対象: ・集団検診実施機関(8ヶ所)
・市町村
・都道府県調査(回答)

○精密検査医療機関現況調査
対象: 各がん別医療機関(合計 332ヶ所)

H28 ○精度管理調査
対象: ・集団検診実施機関(10ヶ所)
・市町村
・都道府県調査(回答)

○精密検査医療機関現況調査
対象: 胃内視鏡検診追加により、胃がん
検診精密医療機関の基準変更
が生じる →未実施